

# 大阪府消費者保護条例一部改正案について

## 1 条例改正の背景

### ■関係法令の改正等（H24）

- 特定商取引に関する法律の改正（H25. 2. 21施行）
  - 買取事業者による強引な「訪問買取（押し買い）」の急増に伴う規制等
    - ・勧誘、物品の引渡しに係る行為規制・解約妨害の禁止
    - ・解約妨害、取引の適正化に係る行為規制
    - ・クーリング・オフ ・行政処分、罰則 等
- 消費者教育の推進に関する法律の制定（H24. 12. 13施行）
  - 消費者が自らの利益の擁護及び増進のため、自主的かつ合理的に行動できるようその自立を支援
    - ・「都道府県消費者教育推進計画の策定」、「消費者教育推進地域協議会の設置」(努力義務)
    - ・学校、大学、地域における消費者教育の推進（義務）
- 消費者安全法の改正（H24. 10. 1施行 ※下記規定はH25. 4. 1施行）
  - 生命・身体分野の重大事故に加え「すき間事案（実態のない利用権の取引、換金困難な外国貨幣の取引 等）」による多数の消費者被害の発生・拡大を防止
    - ・取引の取止め、その他の必要な措置を勧告、命令

### ■検討すべき課題

- 不招請勧誘（飛び込み勧誘）の禁止 ○苦情審査委員会の運用等（公表・当事者の出席）
- 「消費者基本計画」の策定 ○応訴に係る消費者の支援 など

## 2 検討経過

- 大阪府消費者保護審議会に「大阪府消費者保護条例の改正について」諮問、審議会に条例改正検討部会を設置(H25. 2. 4)
- 条例改正検討部会において、条例の改正すべき内容について審議（H25. 3. 4～H25. 5. 30 計4回開催）
- 条例改正検討部会が「中間報告」を取りまとめ（H25. 6. 21）
- 審議会として、条例改正検討部会「中間報告」についてパブリックコメントを実施（H25. 6. 28～7. 29）
  - ・38個人、団体から135件の意見（「中間報告」に概ね賛成の意見：延91件）
- 条例改正検討部会の検討結果、パブリックコメントの意見を踏まえ審議（H25. 8. 7及びH25. 8. 26）
- 大阪府消費者保護審議会から「答申」手交（H25. 8. 30）

### 【「答申」の主な内容】

- ① 「買取型消費者取引」への対応（不当な取引行為の対象とする など）
- ② 消費者教育の推進
- ③ 多数の消費者に財産被害をもたらす事案の発生・拡大防止
- ④ 不招請勧誘の禁止（今後の検討課題）
- ⑤ 苦情審査委員会のあっせん・調停の公表規定の明確化
- ⑥ 自主行動基準届出時の審査
- ⑦ 消費者施策に関する基本的な計画の策定
- ⑧ 応訴における消費者支援（今後の検討課題）
- ⑨ その他（条例名称 など）

## 3 大阪府消費者保護条例改正案の概要

### (1) 「買取型消費者取引」への対応

- 「事業者が消費者との間で行う物品及び権利の購入又は交換（買取型消費者取引）」における消費者の権利を明確化 [第二条(基本理念)関係]
- 「買取型消費者取引」についても不当な取引行為を禁止する対象とすることを新たに規定 [第十六条(不当な取引行為の禁止)関係] ※
- 「買取型消費者取引」を行う場合の事業者の責務を明確化 [第五条(事業者の責務)関係]
- 「買取型消費者取引」についても苦情の処理のあっせん等の対象であることを明確化 [第三章第一節 苦情の処理のあっせん等関係]

### (2) 消費者教育の推進

- 「消費者教育の推進に関する法律」の基本理念を踏まえ、新たに「消費者教育の推進」の章を設け、府が消費者教育の充実に努めることを明確化 [第五章 雑則 第三十条(情報提供及び消費者教育等)を第五章 消費者教育の推進 として規定]

### (3) 苦情審査委員会のあっせん・調停の公表等

- 消費者保護審議会による「あっせん及び調停」に関する「経緯及び結果の公表」の根拠を新たに規定
- 消費者保護審議会による「あっせん」時にも、当事者の出席を求めるための根拠を新たに規定 [第二十五条(審議会のあっせん等)関係を改正]

### (4) 自主行動基準届出時の対応

- 府民に事業者の正確な情報を提供することから、自主行動基準の届出があった時点において、届出事業者に対する不当な取引行為に関する苦情処理の申出が相当数あった場合は公表しないことができることを新たに規定 [第十二条(自主行動基準)関係を改正] ※

### (5) 消費者施策に関する基本的な計画の策定

- 府が「消費者施策に関する基本的な計画（「基本計画」）」を策定しなければならないことを新たに規定 [「基本計画の策定」に関する条文を追加]

### (6) 改正を要しないと判断したもの

- 答申の「③多数の消費者に財産被害をもたらす事案の発生・拡大防止」については、検討した結果、条例による対応が必要と考える事案(各種業法、特定商取引法、消費者安全法等の法令による措置の対象とならない「すき間事案」)が具体的に存在しないため、現時点では改正を要しないと判断(想定される「すき間事案」の発生・拡大防止は、消費者安全法により対応可)

## 4 条例施行日

平成26年4月1日 及び 平成26年7月1日(下線※の項目)

(注) 下線※の項目については、新たに「買取型消費者取引」を不当な取引行為を禁止する対象とする等、府民・事業者等に対する事前周知期間[3か月間]を設ける

## 5 今後の取組

### ○「消費者施策に関する基本的な計画（「基本計画」）」の策定

今後、消費者保護審議会、教育関係者、府民、事業者等の意見を踏まえ、平成26年度中を目途に策定予定